

新潟市行政改革点検・評価委員会開催要綱

(目的)

第1条 行政改革プラン2015の計画期間の折り返しにあたり、本市がこれまで実施してきた行政改革の取組などについて中間評価を行い、今後の方向性などについて客観的、専門的な観点から助言を得ることを目的として、新潟市行政改革点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(開催期間)

第2条 委員会の開催期間は、平成30年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) NPO法人等の職員
- (3) 経済団体等の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第6条 委員会には委員長1名を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を行う。

3 委員長が不在のときは、予め委員長の指名するものがその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。